

令和 6 年 第 7 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 6 年 7 月 10 日（水）

午後 1 時 59 分から午後 2 時 28 分

場所：宇城市役所本館 3 階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	欠	8 番	欠	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	欠	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
欠	欠	中塘 万格人
近藤 洋之	田中 起代登	欠
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農業委員

橋本 孝博

山田 哲郎

吉富 訓生

農地利用最適化推進委員

吉利 健

早川 一伸

澤村 賢治

○事務局出席者：（事務局長）園田 弥生 （審議員）緒方 照美 （主任主事）中山 由里子

議事日程（開議：午後 1 時 59 分）

日程第 1 議事録署名委員の決定について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 38 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

日程第 6 議案第 39 号 農地・非農地の判断について

開 会

（午後 1 時 59 分）

職務代理者の号令による起立・礼

事務局長

それではただ今から令和 6 年第 7 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名中 10 名のご出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、総会が成立することをご報告申し上げます。

開会にあたりまして、百家会長がご挨拶申し上げます。

会 長

こんにちは。

大変お忙しい中、お疲れのところご出席をして頂きましてありがとうございます。

今年度利用状況調査が始まります。タブレットの講習会を来月することになっていますが、使える方は大いに利用して調査して頂ければと思います。来月講習会がありますので、この総会の後時間をとって頂ければと思います。

議 長

それでは、只今より令和 6 年第 7 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、13 番 本田久委員、1 番 村山安次委員を指名いたします。

議 長

日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長

日程第 3、議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 36 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 36 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 6 年 7 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長

申請番号 1 番は、	1 番	村山委員より
申請番号 2 番は、	三角 1	中田委員より
申請番号 3 番から 8 番は、	三角 2	山本委員より
申請番号 9 番は、	三角 4	富武委員より
申請番号 10 番は、	6 番	河野公明委員より
申請番号 11 番は、	13 番	本田委員より
申請番号 12 番は、	豊野 1	小田委員より

それぞれ説明を求めます。

村山委員

申請番号 1 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は贈与となっております。受人と渡人は親戚関係だそうです。受人は大規模農家をされており、取得後においても農地の全てを効率的に利用すると認められ、許可は可能と思われます。ご審議よろしくお願いします。

中田推進委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。譲渡人は元々〇〇の方の受人の傍の方に住んでおられましたが、今では年に 1、2 回しか来ることがない為、園地も譲受人の隣にあり、渡人の方から耕作の依頼があって売買に至ったとのことでした。受人は柑橘、イチジク、米等栽培されていまして法人化もされていますので何ら問題ないと思われます。どうぞよろしくお願いします。

山本推進委員

申請番号 3、4、5、6 番は同一人物ですので一緒に説明したいと思います。申請理由は経営規模拡大による売買です。申請地内の葡萄栽培地の申請番号 3 番の〇〇〇㎡を除き、他の 3 筆は耕作されていない状態でございます。整地し葡萄を作付けする予定です。申請地から約 100m 以内に受人の居住地があり、耕作に何ら問題ないと考えます。

次に申請番号 7 番について説明します。申請理由は贈与です。申請地は〇〇の近くにあります。現在、手入れがされておらず雑木等が生育している状態です。申請地に隣接して受人所有の畑があり橘を栽培しています。荒地を解消し、柿、梅を栽培、自己所有地と一体として利用する覚悟でございます。耕作等何ら問題ないと考えます。

次に 8 番について説明します。申請理由は親戚間の贈与です。渡人は〇〇の為、義理の兄への贈与です。受人は地区内において長年、農業に従事、現在も現役で農作業を行っており、何ら問題ないと考えます。どうぞご審議をよろしくお願いします。

富武推進委員

申請番号 9 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。受人と渡人は同一地区内の住民という事です。受

人は大規模農家で柑橘栽培を現在されており、今後も農業の経営において何ら問題ないかと思われますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

河野公明委員 申請番号 10 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。渡人と受人は親戚関係になります。所在地が〇〇の〇号線バイパスの〇〇に入る所の角の一角になります。受人は兼業農家ではありますが、〇〇に出荷をされたりして頑張って農家をされておりますので、何ら問題ないかと思います。よろしくお願いします。

本田委員 申請番号 11 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は新規就農による農地の売買です。譲受人は現在〇〇町の〇〇会社に勤めておられ、兼業で農業をやりたいという事で農地の取得になったという事です。会社の 3 交替という利点を生かして、農作業に従事する年間 150 日以上もクリアできるという事です。現在も農地を借りて野菜を栽培されております。農作業に従事する人数、農業機械の所有状況、営農計画書も出されており許可は可能かと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

小田推進委員 申請番号 12 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は規模拡大による売買です。受人がその近くで〇〇業を営まれており、その近くにある畑を利用しようという事で売買になりました。何ら問題ないと思いますので、審議方よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 12 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

五嶋委員 はい。

議 長 はい、五嶋委員お願いします。

五嶋委員 申請番号 10 番についてですが、総額が〇〇〇万とありますが、面積の割には金額が随分高いように思われますが、説明をお願いします。

議 長 河野公明委員お願いします。

河野公明委員 受人の息子さんと話をする機会がありまして、私の方からもちよっと高いのではないかという事で話をしましたが、親戚関係でもあるし場所の条件とかもあるのでこの値段でいきたいという本人の強い意向がありましたので、そうい

う事も踏まえましてこの金額で行くという事での話を伺っております。

五嶋委員 はい。

議 長 五嶋委員お願いします。

五嶋委員 ○○町という事で、土地条件が良い所は宅地になったりする可能性があったりという感じで、このまま農地として扱われるのかという心配も考えましたので質問させて頂きました。

河野公明委員 はい。

議 長 河野公明委員、お願いします。

河野公明委員 そこに関しては私もちょっと心配しましたが、受人の状況からみてそういうことはまずないだろうという事で了解しております。よろしくお願いします。

議 長 五嶋委員、どうですか。

五嶋委員 ありがとうございました。

議 長 はい、ありがとうございます。

議 長 ほかにどなたかいらっしゃいませんか。
質問等ありませんか。

(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、申請番号 1 番から 12 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 36 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 12 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 4、議案第 37 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 37 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 37 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について

次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和6年7月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の（4）のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

議 長 申請番号1番及び2番は、7番 橋本委員に代わりまして
松橋2 近藤委員より
申請番号3番は 松橋2 近藤委員より
それぞれ説明を求めます。

近藤推進委員 申請番号1番から3番について説明させていただきます。申請番号1番に関しまして詳細は記載のとおりです。

転用理由は個人住宅になっております。孫と祖父での永年貸付という形になっております。

続きまして申請番号2番、詳細は記載のとおりです。集合住宅による転用になっております。

続きまして申請番号3番、詳細は記載のとおりです。転用理由は作業場及び駐車場になっております。受人の会社が県北にありますが、県南にも作業依頼があり、仕事がありますという事で南の方、〇〇町〇〇に土場及び駐車場を設けさせて頂きたいという事でこのような形になっております。以上です。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番及び3番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号2番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。 以上です。

議 長 ただ今、申請番号 1 番から 3 番について、説明がありましたが、案件について何か質問・意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して発言をお願いします。併せて推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、申請番号 1 番から 3 番について承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長 全員挙手です。よって議案第 37 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 3 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 5、議案第 38 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題といたします。

議案 38 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第 38 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について

次のとおり農用地利用集積計画案について、審議を求める。

令和6年7月10日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子
農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により農用地利用集積計画案を決定するため、審議を求める。

以上です。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付していただきました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、議案 17 ページから 19 ページの所有権移転の申請番号 401 番から 405 番について、事務局より説明を求めます。

事務局 議案の 17 ページから 19 ページです。
今月は、農業公社が売り渡すのが 5 件です。
合計面積は、田が 18,888 ㎡です。
売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。
ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方

は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、議案第 38 号について、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第 38 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 6、議案第 39 号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。

議案第 39 号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。

事務局

議案第 39 号、「農地・非農地の判断について」

宇城市非農地証明事務取扱要領に基づく非農地証明願の提出がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 6 年 7 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

農地・非農地の判断について、申請者より非農地証明願の提出がありましたので提案するものです。

申請地の非農地の判断については、申請番号 1 番は〇〇地区農業委員及び農地利用最適化推進委員、申請番号 2 番は〇〇地区農業委員及び農地利用最適化推進委員との現地検討会をもとに非農地と判断しているところです。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

議 長

それでは、案件につきまして、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、議案第 39 号につきまして承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって議案第 39 号につきまして、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

それでは最後に、農地形状変更届について、事務局より報告をお願いします。

事務局

22 ページの農地形状変更届につきましては、現地確認後、現地確認通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきたいと思ます。以上です。

議 長

これは報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。

議 長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 6 年第 7 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重なご審議、ありがとうございました。

閉 会

(午後 2 時 28 分) 職務代理者の号令による、起立、礼。